

第2次八代市総合計画策定方針

平成29年3月
企画振興部企画政策課

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成20年3月に、合併後最初の総合計画となる「八代市総合計画」を策定した。当計画は、市政において最上位に位置づけられる総合的な計画として、「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく元気都市やつしろ」を将来像に掲げ、各種施策及び事業を推進してきたが、平成29年度をもって計画期間が終了となる。

そういった中、総合計画を取り巻く環境としては、平成23年に地方自治法が改正され、議会の議決を得て、市町村が基本構想を策定する規定が削除されたため、総合計画の策定については、市町村の自主的な判断によることとなり、策定しないという選択も可能となった。

本市としては、総合計画は従来から市政の基本的な方向性を示す指針であり、策定されなければ、将来の中長期的な行財政運営の方向性を示すことが困難であり、また、各分野における個別計画の全体的な統一性、整合性についても確保できない可能性があることをふまえ、今後も市民・議会・行政が協働してまちづくりを進めていくためにも、市の最上位計画として、引き続き総合計画を策定することとするものである。

2. 地方自治法改正への対応

平成23年の地方自治法改正により、市町村における基本構想の策定義務規定が廃止され、策定及び議会の議決を経ることについては、自治体の判断によることとなった。

総合計画は、市の進むべき方向を明確にするための総合的・長期的な計画であり、市の将来像を定め、その実現に向けたまちづくりの方向性を明らかにするものである。

そのため、総合計画は、今後も引き続き市民・議会・行政で共有すべきものであると考えられるため、地方自治法改正前と同様に基本構想を議決事項とする。

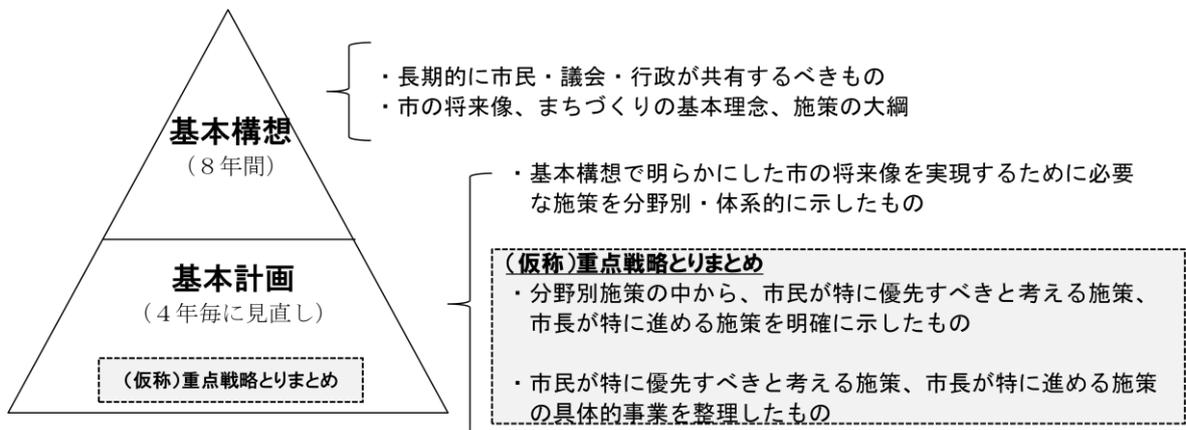
3. 議会の議決について

地方自治法改正への対応として、基本構想の議決を「八代市議会の議決すべき事件を定める条例」の一部を改正し対応する。

4. 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

第2次八代市総合計画は、基本構想と基本計画により構成する。



まちづくりにおける基本的な姿勢（基本構想）とその実現に向けて取り組む施策（基本計画）という、目的と手段の関係を明確にし、わかりやすい計画とする。

尚、その中でも特に重点的に取り組むものを、「(仮称)重点戦略とりまとめ」として、基本計画に包括する形で作成する。

(2) 計画期間

基本構想：8年（平成30年度～平成37年度）

基本計画：4年ごとに見直し

基本計画の期間を市長の任期と連動させ、現行の5年から4年に変更し、総合計画と市長の政策を一体的なものとして管理する。また、市の将来像を定める基本構想については8年とする。

ただし、基本構想については、計画期間中であっても、大規模地震などの災害、経済情勢の変化など、市政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合は見直しを行うものとする。

5. 基本的な考え方

(1) 市民との協働による計画づくり

策定の各段階で広く市民の意見を聴くとともに、多数・多様な市民意見の反映に努め、市民と市との協働による計画とする。

(2) わかりやすい計画づくり

- ・簡潔で要点を押さえた表現、見やすいレイアウトなどによる計画とする。
- ・成果指標や活動指標を整理し、各種施策の進捗状況が分かりやすい計画とする。

(3) 実効性があり、活用される計画づくり

- ・本市の抱える課題の整理と今後の取組の焦点化を図り実行性のある計画とする。
- ・市長の政策方針を反映させることにより、優先的・重点的に取り組む施策や事業を明確にし、メリハリのある計画とする。
- ・職員の業務執行の際の指針として、常に意識・参照するような仕組みを作り、活用される計画とする。

(4) 八代市総合戦略をふまえた計画づくり

平成27年10月に策定した八代市総合戦略は、現行の総合計画に掲げる施策のうち、人口減少克服・地方創生の推進を目的としたものである。第2次八代市総合計画においても、その考え方を十分にふまえ、計画策定を行うものとする。

(5) 八代市復旧・復興プランをふまえた計画づくり

平成28年11月に熊本地震からの早期復興に向け策定した、八代市復旧・復興プランについては、今後、八代市が県南地域ひいては、県全体の復興及び発展に貢献するための重要な計画である。第2次八代市総合計画においては、その考え方を十分にふまえ、計画策定を行うものとする。

6. 策定体制

(1) 八代市総合計画策定審議会

八代市総合計画策定審議会設置条例に基づき、学識経験者、各種団体の代表等市長が適当と認める者により構成され、市長からの諮問に応じ、総合計画原案について審議、答申を行う。

(2) 総合計画策定委員会

- ・副市長を委員長とし、総合計画素案の策定の方向性を定め、起案委員会を指導・助言する。
- ・起案委員会で作成された総合計画素案を総合的に検討し、総合計画原案を策定し、市長へ提出する。

(3) 総合計画起案委員会

- ・企画振興部次長を委員長とし、策定委員会の定めた方向性に従い起案専門部会（以下「部会」という。）を指導・助言する。
- ・部会ごとに作成された素案を総合的に調整し、及び検討を加え、総合計画素案を策定する。
- ・所属課かいにおいて総合計画の対象となる事務事業について、企画、調査及び必要な資料の収集を行い、当該部課かいに係る計画案を作成する。

(4) 総合計画起案専門部会

起案委員会委員のもとで各部課がいごとに作成された計画案を、各部会にて分類整理して検討を加え、当該部会ごとの素案を作成する。

7. 策定スケジュール

平成29年	4月頃	第1回八代市総合計画策定審議会 第2次八代市総合計画の諮問
平成29年	4月頃 ～12月頃	総合計画策定委員会等の設置、総合計画事案の検討
平成29年	8月頃	第2回八代市総合計画策定審議会
平成29年	9月頃	第3回八代市総合計画策定審議会
平成29年	11月頃	第4回八代市総合計画策定審議会
平成29年	12月頃	パブリックコメント（基本構想）の実施
平成30年	1月頃	第5回八代市総合計画策定審議会
平成30年	1月頃	八代市総合計画策定審議会の答申（基本構想）
平成30年	1月頃	基本構想（案）の内部決定
平成30年	1月頃	パブリックコメント（基本計画）の実施
平成30年	2月頃	第6回八代市総合計画策定審議会
平成30年	2月頃	八代市総合計画策定審議会の答申（基本計画）
平成30年	2月頃	基本計画（案）の内部決定
平成30年	3月	基本構想の議決、基本計画の委員会報告

第2次八代市総合計画策定体制図

